

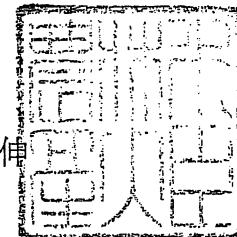


資料3

16 消安第7172号
平成16年12月14日

農林物資規格調査会
会長 沖谷 明紘 殿

農林水産大臣 島村 宜伸



日本農林規格の見直しについて（諮問）

下記の日本農林規格を見直す必要があるので、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第9条2の規定に基づき、貴調査会の意見を求める。

記

- 1 有機農産物の日本農林規格（平成12年1月20日農林水産省告示第59号）
- ② 有機農産物加工食品の日本農林規格（平成12年1月20日農林水産省告示第60号）

有機農産物加工食品の日本農林規格の見直しについて（案）

平成17年7月15日
農林水産省

1 見直しの趣旨

JAS法第9条の2の規定及び平成13年11月に農林物資規格調査会で決定した「JAS規格の制定・見直しの基準」に基づき、有機農産物及び有機農産物加工食品の日本農林規格（平成12年1月20日農林水産省告示第59号及び60号）について、所要の見直しを行う。

2 見直しの結果

有機農産物加工食品の日本農林規格について、

- (1) 有機畜産物の加工食品も含めた規格とし、規格の名称を変更する。
- (2) 第4条「生産の方法についての基準」について、解釈に混乱が生じないよう、より具体的に規定する
- (3) 別表に掲げられている資材について、コーデックスガイドラインとの適合を図りつつ整理する

等の改正を行う。

有機農産物加工食品の日本農林規格の見直しについて

見直しの基準2（1）②（廃止の是非を検討するに当たっての基準）に該当している項目

ア 見直しを行う年度の過去2ケ年度の小売販売額の平均値が、見直しを行う年度の4年度前的小売販売額に比べ著しく低下している農林物資の規格	該当せず（平成13年度から有機JAS規格に基づく有機食品が流通しているが、その格付数量は大幅に増加し、市場規模は拡大している（国内格付実績13年度77千トン→15年度118千トン）。なお、小売販売額に関する資料はない。）
イ 一の都道府県以外では格付けなくなった農林物資の規格	該当せず（複数の都道府県で格付）

廃止の是非を検討するに当たっての基準に該当しないため、改正する確認の方向で検討した。

有機農産物加工食品の日本農林規格の改正概要

1 規格の名称の改正

有機加工食品の日本農林規格

- ・ 有機畜産物の日本農林規格の制定に伴い、畜産物の加工食品も当該規格の中において規定することから、規格の名称を改正する。

2 「目的」の規定の改正（第1条）

この規格は、有機加工食品の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。

- ・ 規格の名称の改正に伴い修正する。

3 「生産の原則」の規定の改正（第2条）

有機加工食品の生産の原則は、原材料である有機農産物（有機農産物の日本農林規格（平成12年1月20日農林水産省告示第59号）第3条に規定する有機農産物をいう。以下同じ。）及び有機畜産物（有機畜産物の日本農林規格（平成〇年〇月〇日農林水産省告示第〇号）第〇条に規定する有機畜産物をいう。以下同じ。）の有する特性が製造又は加工の過程において保持されることを旨とし、物理的又は生物の機能を利用した加工方法を用い、化学的に合成された食品添加物及び薬剤の使用を避けることを基本とすることとする。

- ・ 規格の名称の改正に伴い修正するとともに、有機畜産物を原材料に使用できる旨を明記する。

4 「定義」の規定の改正（第3条）

この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
有機加工食品	次条の基準を満たす方法により生産された加工食品であって、原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める農産物

	(有機農産物を除く。)、畜産物(有機畜産物を除く。)、水産物及びこれらの加工品の重量の割合が5%以下であるものをいう。
有機農産物加工食品	有機加工食品のうち、原材料(食塩、水及び加工助剤を除く。)の重量に占める農産物(有機農産物を除く。)、畜産物、水産物及びこれらの加工品の重量の割合が5%以下であるものをいう。
有機畜産物加工食品	有機加工食品のうち、原材料(食塩、水及び加工助剤を除く。)の重量に占める農産物、畜産物(有機畜産物を除く。)、水産物及びこれらの加工品の重量の割合が5%以下であるものをいう。
有機農畜産物加工食品	有機加工食品のうち、有機農産物加工食品及び有機畜産物加工食品以外のものをいう。

- ・ 非有機原材料の使用の割合算定において、加工助剤の除外（最終製品に残留しないため）を明確化する。
- ・ 繰り返し使用する用語について一括して規定する。なお、有機畜産物の日本農林規格の制定に伴い、有機畜産物の加工食品も当該規格の中において規定することから、有機畜産物を原材料とする加工食品に関する用語についても併せて一括して規定する。

5 生産の方法についての基準の改正（第4条）

（生産の方法についての基準）

有機加工食品の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。

事項	改正案	現行
原材料（加工助剤を含む。）	<p>前略</p> <p>1 有機農産物、有機加工食品及び有機畜産物（その包装、容器又は送り状に格付の表示が付されているものに限る。ただし、<u>当該加工食品を製造又は加工する者が生産し、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律</u>（以下「法」という。）</p>	<p>前略</p> <p>1 有機農産物（その包装、容器又は送り状に格付の表示が付されているものに限る。ただし、<u>当該加工食品を製造又は加工する者が生産し、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律</u>（以下「法」という。）</p>

規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）
第14条又は第15条により格付された有機農産物、有機加工食品又は有機畜産物にあっては、この限りでない。）

第14条又は第15条により格付された有機農産物にあってはこの限りではない。）

2 有機農産物加工食品（その包装、容器又は送り状に格付の表示が付されているものに限る。ただし、当該加工食品を製造又は加工する者が製造又は加工し、法第14条又は第15条により格付された有機農産物加工食品にあってはこの限りではない。）

2 1以外の農畜産物（原材料として使用した有機農産物及び有機畜産物と同一の種類の農畜産物、放射線照射食品並びに組換えDNA技術（酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNAを作製し、それを生細胞に移入し、増殖させる技術。以下同じ。）を用いて生産されたものを除く。）

3 1及び2以外の農産物（原材料として使用した有機農産物と同一の作目に係る農産物、放射線照射食品及び組換えDNA技術（酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNAを作製し、それを生細胞に移入し、増殖させる技術。以下同じ。）を用いて生産されるものを除く。）畜水産物（放射線照射食品及び組換えDNA技術を用いて生産されるものを除く。）及びその加工品（原材料として使用した有機農産物加工食品と同一の種類の農産物加工食品及び放射線照射食品を除く。）

3 水産物（放射線照射食

	<p>品及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。)</p> <p><u>4</u> <u>2又は3の加工品</u>（原材料として使用した有機加工食品と同一の種類の加工食品及び放射線照射食品を除く。）</p> <p><u>5</u> 食塩</p> <p><u>6</u> 水</p> <p><u>7</u> 別表1に掲げる食品添加物（組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。以下同じ。）</p>	
		<p><u>4</u> 食塩、水</p> <p><u>5</u> 別表1に掲げる食品添加物（組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。以下同じ。）</p>

- 規格の名称の変更及び有機畜産物の日本農林規格の制定に伴い、規定を修正するとともに、規定ぶりを分かりやすく整理する。

事項	改正案	現行
原材料の使用割合[削除]	[削除]	<p><u>1 食塩及び水の重量を除了た原材料のうち有機農産物及び有機農産物加工食品以外の農産物、畜産物又は水産物及びその加工品の重量に占める割合が5%以下であること。</u></p> <p><u>2 食品添加物の使用は当該加工食品を製造又は加工するためには必要な最小限度のものであること。</u></p>

- 第3条の定義に規定したことに伴い、当該事項を削除する。

事項	改正案	現行
製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理	1 製造又は加工の方法は、別表1に掲げる食品添加物を <u>必要な最小限度</u> で使用する場合を除き、物理	1 製造又は加工の方法は、別表1に掲げる食品添加物を使用する場合を除き、物理的又は生物の機能を利用

的方法又は生物の機能を利用した方法（組換えDNA技術を用いて生産されたものを利用した方法を除く。以下同じ。）によること。

2 病害虫の防除、食品の保存、病原菌の除去又は衛生の目的での放射線照射が行われていないこと。

3 病害虫の防除は、物理的方法又は生物の機能を利用した方法によること（物理的方法又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、別表2に掲げる薬剤（組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。）のみが使用されていること。）。

4 別表2に掲げる薬剤を使用する場合には、原材料及び製品への混入が防止されていること。

5 原材料として使用される有機農産物、有機加工食品及び有機畜産物は、他の農畜産物又はその加工食品が混入しないように管理されていること。

6 原材料の基準及び1から4までの基準に従って製造され、又は加工された食品が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないように管

した方法（使用する酵素等は組換えDNA技術を用いて生産されるもの以外のものに限る。）によること。

2 病害虫防除、食品の保存、病原菌除去又は衛生の目的での放射線照射が行われていないこと。

3 病害虫の防除に使用する薬剤は別表2に掲げるもののみを使用すること。別表2に掲げるものを使用する場合にあっては、原材料及び製品への混入が防止されていること。

4 原材料として使用される有機農産物又は有機加工食品は、他の農産物又は加工食品と混合するおそれのないよう管理されていること。

5 製造又は加工された有機農産物加工食品が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の薬剤により汚染されないように管理されていること。

理されていること。

- 事項名において、その他の工程として保管工程が含まれることを明確化する。
- 原材料の使用割合の事項を削除したことに伴い、食品添加物に対する規定を加える。
- 酵素を食品添加物（別表1）に規定したことに伴い生物の機能を利用した方法から除外する。
- 病害虫の防除において、①薬剤の使用よりも物理的・生物的方法を優先すべきこと、②組換えDNA技術の排除を明確化する。
- 規格の名称の変更及び有機畜産物の日本農林規格の制定に伴い、規定を修正する。
- 本条を網羅した時点で初めて有機農産物加工食品と表現できるものであるため、基準中の有機農産物加工食品の表現を修正する。
- 化学肥料等、薬剤以外の使用禁止資材もあることから、表現を修正する。

6 有機加工食品の名称及び原材料名の表示の改正（第5条）

（有機加工食品の名称及び原材料名の表示）

有機加工食品の名称の表示及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行うものとする。

区分	改正案	現行
名称の表示	<p>1 次の例のいずれかにより記載すること。</p> <p>(1) 「有機〇〇」又は「〇〇（有機）」</p> <p>(2) 「オーガニック〇〇」又は「〇〇（オーガニック）」</p> <p>(注) 「〇〇」には<u>当該加工食品の一般的な名称</u>を記載すること。</p> <p>ただし、<u>有機農畜産物加工食品のうち、「〇〇」に記載する一般的な名称が有機農産物加工食品の一般的な名称と同一とな</u></p>	<p>1 次の例のいずれかにより記載すること。</p> <p>(1) <u>「有機農産物加工食品」</u></p> <p>(2) 「有機〇〇」又は「〇〇（有機）」</p> <p>(3) 「オーガニック〇〇」又は「〇〇（オーガニック）」</p> <p>(注) 「〇〇」には<u>その一般的な加工食品の名称</u>を記載すること。</p>

るものについては、次の例のいずれかにより記載すること。

(1) 「有機農畜産物加工食品（〇〇）」又は「〇〇（有機農畜産物加工食品）」

(2) 「オーガニック農畜産物加工食品（〇〇）」又は「〇〇（オーガニック農畜産物加工食品）」

(注) 「〇〇」には、当該農畜産物加工食品の一般的な名称を記載すること。

2 1の規定にかかわらず
転換期間中有機農産物、
転換期間中有機農産物加工食品又は転換期間中有機農畜産物加工食品を原
材料として製造し、又は
加工したものにあっては、
1に定めるところにより
記載する名称の前又は後
に「転換期間中」と記載
すること。

2 前項の規定に係わらず
転換期間中有機農産物又は
転換期間中有機農産物を製造
若しくは加工したものを原
材料として使用したものに
あっては、1に定めると
ころにより記載する名称の
前又は後に「転換期間中」
と記載すること。

- 有機畜産物とその加工食品については、指定農林物資としての指定は現時点では難しい状況にあることから、名称の表示規制の対象である有機農産物加工食品と一般的な名称が同一となるものについては、名称の表示を明確に区別する必要があるため、これらの食品に対して定める名称の表示を新たに規定する。

(有機農産物加工食品の名称及び原材料名の表示)

区分	改正案	現行
原材料名の表示	1 使用した原材料のうち、 有機農産物（転換期間中 有機農産物を除く。）、 <u>有 機加工食品</u> （転換期間中	1 使用した原材料のうち、 有機農産物（転換期間中 有機農産物を除く。）又は <u>有 機農産物加工食品</u> （転換期

	有機農産物を原材料としたものを除く。) 又は有機畜産物にあっては、その一般的な農産物、加工食品又は畜産物の名称に「有機」等の文字を冠して記載すること。	間中有機農産物を原材料としたものを除く。) にあっては、その一般的な農産物又は農産物加工食品の名称に「有機」等の文字を冠して記載すること。
2	転換期間中有機農産物、 転換期間中有機農産物加工食品又は転換期間中有機農畜産物加工食品を原材料として製造又は加工したものにあっては、1に定めるところにより記載する原材料名の前又は後に「転換期間中」と記載すること。	2 転換期間中有機農産物又は転換期間中有機農産物加工食品を原材料として製造又は加工したものにあっては、1に定めるところにより記載する原材料名の前又は後に「転換期間中」と記載すること。

- 規格の名称及び名称の表示の改正に伴い修正するとともに、有機畜産物を原材料に使用できることを踏まえた改正を行う。

7 別表1の変更

(食品添加物(基準):改正部分抜粋)

改正案	現行
クエン酸 (pH調整剤として使用するもの又は野菜の加工品若しくは果実の加工品に使用する場合に限ること。)	クエン酸 (pH調整剤として使用するもの又は野菜加工品若しくは果実加工品に使用する場合に限ること。)
クエン酸ナトリウム (ソーセージ、卵白の低温殺菌又は乳製品に使用する場合に限ること。)	[新設]
D L-リンゴ酸 (農産物の加工品に使用する場合に限ること。)	D L-リンゴ酸
乳酸	乳酸

(野菜の加工品に使用する場合、ソーセージのケーシングに使用する場合、凝固剤として乳製品に使用する場合又はpH調整剤としてチーズの塩漬に使用する場合に限ること。)

L-アスコルビン酸

(農産物の加工品に使用する場合に限ること。)

L-アスコルビン酸ナトリウム

(食肉の加工品に使用する場合に限ること。)

タンニン

(ろ過助剤として農産物の加工品に使用する場合に限ること。)

炭酸ナトリウム及び炭酸水素ナトリウム

(菓子類、砂糖類、豆類の調整品、めん・パン類又は中和剤として乳製品に使用する場合に限ること。)

炭酸カリウム

(果実の加工品の乾燥に使用する場合又は穀類の加工品、豆類の調整品、めん・パン類若しくは菓子類に使用する場合に限ること。)

炭酸カルシウム

(畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品に使用するものの(着色料としての使用は除く。)又は凝固剤としてチーズ製造に使用する場合に限ること。)

炭酸アンモニウム及び炭酸水素アンモニウム

(農産物の加工品に使用する場合に限ること。)

炭酸マグネシウム

(農産物の加工品に使用する場合

(野菜加工品に使用する場合に限ること。)

L-アスコルビン酸

[新設]

タンニン

(ろ過助剤として使用する場合に限ること。)

炭酸ナトリウム

(菓子類、砂糖類、豆類の調整品若しくはめん・パン類に使用する場合に限ること。)

炭酸カリウム

(果実加工品の乾燥に使用する場合又は穀類加工品、豆類の調整品、めん・パン類若しくは菓子類に使用する場合に限ること。)

炭酸カルシウム

炭酸アンモニウム

炭酸マグネシウム

に限ること。)

塩化カリウム

(野菜の加工品、果実の加工品、調味料、スープ又は食肉の加工品に使用する場合に限ること。)

塩化カルシウム

(農産物の加工品の凝固剤及びチーズ製造の凝固剤として使用するもの又は食用油脂、野菜の加工品、果実の加工品、豆類の調整品、乳製品若しくは食肉の加工品に使用する場合に限ること。)

塩化マグネシウム

(農産物の加工品の凝固剤として使用するもの又は豆類の調整品に使用する場合に限ること。)

粗製海水塩化マグネシウム

(農産物の加工品の凝固剤として使用するもの又は豆類の調整品に使用する場合に限ること。)

水酸化ナトリウム

(pH調整剤として砂糖類の加工に使用するもの又は穀類の加工品に使用する場合に限ること。)

水酸化カルシウム

(農産物の加工品に使用する場合に限ること。)

D L-酒石酸

(農産物の加工品に使用する場合に限ること。)

L-酒石酸

(農産物の加工品に使用する場合に限ること。)

D L-酒石酸水素カリウム

(穀類の加工品又は菓子類に使用する場合に限ること。)

L-酒石酸水素カリウム

塩化カリウム

(野菜加工品、果実加工品、調味料又はスープに使用する場合に限ること。)

塩化カルシウム

(凝固剤として使用するもの又は食用油脂、野菜加工品、果実加工品若しくは豆類の調製品に使用する場合に限ること。)

塩化マグネシウム

(凝固剤として使用するもの又は豆類の調整品に使用する場合に限ること。)

粗製海水塩化マグネシウム

(凝固剤として使用するもの又は豆類の調整品に使用する場合に限ること。)

水酸化ナトリウム

(pH調整剤として砂糖類の加工に使用するもの又は穀類加工品に使用する場合に限ること。)

水酸化カルシウム

D L-酒石酸

L-酒石酸

D L-酒石酸水素カリウム

(穀類加工品又は菓子類に使用する場合に限ること。)

L-酒石酸水素カリウム

(穀類の加工品又は菓子類に使用する場合に限ること。)	(穀類加工品又は菓子類に使用する場合に限ること。)
アルギン酸 (農産物の加工品に使用する場合に限ること。)	アルギン酸
アルギン酸ナトリウム (農産物の加工品に使用する場合に限ること。)	アルギン酸ナトリウム
寒天	[新設]
カラギナン (畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品に使用する場合に限ること。)	[新設]
カロブビーンガム (畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品又は食肉の加工品に使用する場合に限ること。)	カロブビーンガム
グアーガム (畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品、缶詰肉又は卵製品に使用する場合に限り。)	グアーガム
トラガントガム	トリアカンソスガム
アラビアガム (乳製品、食用油脂又は菓子類に使用する場合に限ること。)	アラビアガム (食用油脂又は菓子類に使用する場合に限ること。)
キサンタンガム (畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品又は菓子類に使用する場合に限ること。)	キサンタンガム
カラヤガム (畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品又は菓子類に使用する場合に限ること。)	カラヤガム
カゼイン (農産物の加工品に使用する場合に限ること。)	カゼイン

ゼラチン (農産物の加工品に使用する場合に限ること。)	ゼラチン
ペクチン (畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品に使用する場合に限ること。)	ペクチン
エタノール (畜産物の加工品に使用する場合にあっては、食肉の加工品に使用する場合に限ること。)	エタノール
ミックストコフェロール (畜産物の加工品に使用する場合にあっては、食肉の加工品に使用する場合に限ること。)	ミックストコフェロール
酵素処理レシチン (漂白処理又は有機溶媒処理をせずに得られたものに限り、かつ、畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品、乳由来の幼児食品、油脂製品又はマヨネーズに使用する場合に限ること。)	酵素処理レシチン (漂白処理又は有機溶媒処理をせずに得られたものに限ること。)
酵素分解レシチン (漂白処理又は有機溶媒処理をせずに得られたものに限り、かつ、畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品、乳由来の幼児食品、油脂製品又はマヨネーズに使用する場合に限ること。)	酵素分解レシチン (漂白処理又は有機溶媒処理をせずに得られたものに限ること。)
植物レシチン (漂白処理又は有機溶媒処理をせずに得られたものに限り、かつ、畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品、乳由来の幼児食品、油脂製品又はマヨネーズに使用する場合に限ること。)	植物レシチン (漂白処理又は有機溶媒処理をせずに得られたものに限ること。)
卵黄レシチン	卵黄レシチン

(漂白処理又は有機溶媒処理をせずに得られたものに限り、かつ、
畜産物の加工品に使用する場合に
あつては、乳製品、乳由来の幼児
食品、油脂製品又はマヨネーズに
使用する場合に限ること。)

タルク

(農産物の加工品に使用する場合
に限ること。)

ベントナイト

(農産物の加工品に使用する場合
に限ること。)

カオリン

(農産物の加工品に使用する場合
に限ること。)

ケイソウ土

(農産物の加工品に使用する場合
に限ること。)

ペーライト

(農産物の加工品に使用する場合
に限ること。)

二酸化珪素

(ゲル又はコロイド溶液として、
農産物の加工品に使用する場合に
限ること。)

活性炭

(農産物の加工品に使用する場合
に限ること。)

ミツロウ

(分離剤として農産物の加工品に
使用する場合に限ること。)

カルナウバロウ

(分離剤として農産物の加工品に
使用する場合に限ること。)

木灰

(伝統的な製法によるチーズに使
用する場合に限ること。)

(漂白処理又は有機溶媒処理をせ
ずに得られたものに限ること。)

タルク

ベントナイト

カオリン

ケイソウ土

ペーライト

二酸化珪素

(ゲル又はコロイド溶液として使用
する場合に限ること。)

活性炭

ミツロウ

(分離剤として使用する場合に限る
こと。)

カルナウバロウ

(分離剤として使用する場合に限る
こと。)

[新設]

<u>酵素</u>	[新設]
<u>次亜塩素酸ナトリウム</u>	[新設]
(<u>食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒用又は卵の洗浄用に限ること。)</u>	
<u>次亜塩素酸水</u>	[新設]
(<u>食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒用又は卵の洗浄用に限ること。)</u>	
<u>フマール酸製剤</u>	[新設]
(<u>食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒用又は卵の洗浄用に限ること。)</u>	
[削る]	<u>その他の食品添加物</u>

- ・ 有機畜産物の加工食品に使用することができる食品添加物を規定する。
- ・ コーデックスガイドラインとの適合を図るとともに、新たに規定された食品添加物について手当する。

8 別表2の変更

(薬剤(基準))

改正案	現 行
[削る]	<u>除虫菊乳剤</u>
[削る]	<u>デリス乳剤</u>
[削る]	<u>デリス粉</u>
[削る]	<u>デリス粉剤</u>
[削る]	<u>なたね油乳剤</u>
[削る]	<u>マシン油エアゾル</u>
[削る]	<u>マシン油乳剤</u>
[削る]	<u>硫黄くん煙剤</u>
[削る]	<u>硫黄粉剤</u>
[削る]	<u>硫黄・銅水和剤</u>
[削る]	<u>水和硫黄剤</u>
[削る]	<u>シイタケ菌糸体抽出物液剤</u>
[削る]	<u>炭酸水素ナトリウム水溶剤</u>
[削る]	<u>炭酸水素ナトリウム・銅水和剤</u>

[削る]	<u>銅水和剤</u>
[削る]	<u>銅粉剤</u>
[削る]	<u>硫酸銅</u>
[削る]	<u>生石灰</u>
[削る]	<u>液化窒素剤</u>
[削る]	<u>天敵等生物農薬及び生物農薬製剤</u>
[削る]	<u>性フェロモン剤</u>
[削る]	<u>誘引剤</u>
[削る]	<u>忌避剤</u>
[削る]	<u>クロレラ抽出物液剤</u>
[削る]	<u>混合生薬抽出物液剤</u>
[削る]	<u>カゼイン石灰</u>
[削る]	<u>パラフィン</u>
[削る]	<u>ワックス水和剤</u>
[削る]	<u>二酸化炭素剤</u>
[削る]	<u>ケイソウ土剤</u>
除虫菊抽出物	[新設]
(共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。)	
植物及び動物油	[新設]
(農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。)	
ゼラチン	[新設]
(農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。)	
カゼイン	[新設]
(農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。)	
こうじかび菌由来の発酵産物	[新設]
(農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。)	
シイタケ菌糸体抽出物	[新設]
(農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。)	
クロレラ抽出物	[新設]
(農産物に対して病害虫を防除す	

る目的で使用する場合を除く。)

キチン

(天然物質由来のものに限り、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。)

ミツロウ

(農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。)

珪酸塩鉱物

(農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。)

ケイソウ土

ベントナイト

(農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。)

珪酸ナトリウム

(農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。)

重曹

二酸化炭素

カリウム石鹼（軟石鹼）

(農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。)

エタノール

(農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。)

ホウ酸

(捕虫器に使用する場合に限ること。)

性フェロモン

(昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤に限り、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。)

[新設]

- ・ 製造段階における病害虫防除の資材であるにもかかわらず、現実には製造段階においては使用されない農薬を薬剤としてリスト化していることから、すべ

て削除し、新たに製造段階で使用できるコーデックスガイドラインに適合した
資材をリスト化する。

有機農産物加工食品の日本農林規格（平成12年1月20日農林水産省告示第60号）一部改正新旧対照表（案）

改 正 案	現 行										
<p><u>有機加工食品の日本農林規格</u></p> <p>(目的) 第1条 この規格は、<u>有機加工食品</u>の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。</p> <p>(有機加工食品の生産の原則) 第2条 有機加工食品の生産の原則は、原材料である有機農産物（有機農産物の日本農林規格（平成12年1月20日農林水産省告示第59号）第3条に規定する有機農産物をいう。以下同じ。）及び有機農産物（有機農産物の日本農林規格（平成12年1月20日農林水産省告示第59号）第2条 有機農産物加工食品の生産の原則は次のとおりとする。 原材料である有機農産物（有機農産物の日本農林規格（平成12年1月20日農林水産省告示第59号）第3条に規定するものをいう。以下同じ。）の持つ特性が製造又は加工の過程において保持されることをいう。以下の同じ。）の有する特性が製造又は加工の過程において保持されることを旨とし、物理的又は生物の機能を利用した加工方法を用い、化学的に合成された食品添加物及び漂白剤の使用を避けることを基本とすることとする。</p> <p>(定義) 第3条 この規格において、有機農産物加工食品とは、第4条の基準を満たす方法により生産された農産物加工食品をいう。</p>	<p><u>有機農産物加工食品の日本農林規格</u></p> <p>(目的) 第1条 この規格は、<u>有機農産物加工食品</u>の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。</p> <p>(有機農産物加工食品の生産の原則) 第2条 有機農産物加工食品の生産の原則は次のとおりとする。 原材料である有機農産物（有機農産物の日本農林規格（平成12年1月20日農林水産省告示第59号）第3条に規定する有機農産物をいう。以下同じ。）の持つ特性が製造又は加工の過程において保持されることをいう。以下の同じ。）の有する特性が製造又は加工の過程において保持されることを旨とし、物理的又は生物の機能を利用した加工方法を用い、化学的に合成された食品添加物及び漂白剤の使用を基本とすることとする。</p> <p>(定義) 第3条 この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるところとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有機加工食品</td> <td>次条の基準を満たす方法により生産された加工食品であって、原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（有機農産物を除く。）、畜産物（有機畜産物を除く。）、水産物及びこれらの加工品の重量の割合が5%以下であるものをいう。</td> </tr> <tr> <td>有機農産物加工食品</td> <td>有機加工食品のうち、原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（有機農産物を除く。）、畜産物（有機畜産物を除く。）、水産物及びこれらの加工品の重量の割合が5%以下であるものをいう。</td> </tr> <tr> <td>有機畜産物加工食品</td> <td>有機加工食品のうち、原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める畜産物（有機畜産物を除く。）、水産物及びこれらの加工品の重量の割合が5%以下であるものをいう。</td> </tr> <tr> <td>有機農産物以外のもの</td> <td>有機加工食品のうち、有機農産物加工食品及び有機畜産物加工食品以外のものをいう。</td> </tr> </tbody> </table>	用語	定義	有機加工食品	次条の基準を満たす方法により生産された加工食品であって、原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（有機農産物を除く。）、畜産物（有機畜産物を除く。）、水産物及びこれらの加工品の重量の割合が5%以下であるものをいう。	有機農産物加工食品	有機加工食品のうち、原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（有機農産物を除く。）、畜産物（有機畜産物を除く。）、水産物及びこれらの加工品の重量の割合が5%以下であるものをいう。	有機畜産物加工食品	有機加工食品のうち、原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める畜産物（有機畜産物を除く。）、水産物及びこれらの加工品の重量の割合が5%以下であるものをいう。	有機農産物以外のもの	有機加工食品のうち、有機農産物加工食品及び有機畜産物加工食品以外のものをいう。
用語	定義										
有機加工食品	次条の基準を満たす方法により生産された加工食品であって、原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（有機農産物を除く。）、畜産物（有機畜産物を除く。）、水産物及びこれらの加工品の重量の割合が5%以下であるものをいう。										
有機農産物加工食品	有機加工食品のうち、原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（有機農産物を除く。）、畜産物（有機畜産物を除く。）、水産物及びこれらの加工品の重量の割合が5%以下であるものをいう。										
有機畜産物加工食品	有機加工食品のうち、原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める畜産物（有機畜産物を除く。）、水産物及びこれらの加工品の重量の割合が5%以下であるものをいう。										
有機農産物以外のもの	有機加工食品のうち、有機農産物加工食品及び有機畜産物加工食品以外のものをいう。										

(生産の方法についての基準)
第4条 有機加工食品の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。

(生産の方法についての基準)
第4条 生産の方法についての基準は、次のとおりとする。

事項	基準
原材料(加工助剤を含む。)	<p>1 有機農産物、有機加工食品及び有機畜産物(その包装、容器又は送り状に格付の表示が付されているものに限る。ただし、その有機加工食品を製造し、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)第14条又は第15条により格付された有機農産物加工食品又は有機畜産物にあっては、この限りでない。)</p> <p>2 1表記以外の農産物(原材料として使用した有機農産物と同一の作目に係る同一の種類の農産物及び有機畜産物、放射線照射食品並びに組換えDNA技術(酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNAを作製し、それを生細胞に移入し、増殖させる技術。以下同じ。)を用いて生産されたものを除く。)・畜産物(放射線照射食品及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。)及びその加工品(原材料として使用した有機農産物加工食品と同一の種類の農産物加工食品及び放射線照射食品を除く。)</p> <p>3 水産物(放射線照射食品及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。)・糞便</p> <p>4 2又は3の表記以外の加工品(原材料として使用した有機加工食品と同一種類の加工食品及び放射線照射食品を除く。)</p> <p>5 食塩</p> <p>6 水</p> <p>7 別表1に掲げる食品添加物(組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。以下同じ。)</p> <p>8 原材料の使用割合</p> <p>9 製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理</p>

事項	基準
原材料(加工助剤を含む。)	<p>1 有機農産物(その包装、容器又は送り状に格付の表示が付されているものに限る。ただし、当該加工食品を製造又は加工する者が生産し、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(以下「法」という。)第14条又は第15条により格付された有機農産物加工食品(その包装、容器又は送り状に格付の表示が付されているものに限る。ただし、当該加工食品を製造又は加工する者が製造又は加工し、法第14条又は第15条により格付された有機農産物加工食品にあってはこの限りではない。))</p> <p>3 1及び2以外の農産物(原材料として使用した有機農産物と同一の作目に係る農産物、放射線照射食品及び組換えDNA技術(酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNAを作製し、それを生細胞に移入し、増殖させる技術。以下同じ。)を用いて生産されたものを除く。)・畜産物(放射線照射食品及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。)及びその加工品(原材料として使用した有機農産物加工食品と同一の種類の農産物加工食品及び放射線照射食品を除く。)</p> <p>4 食塩、水</p> <p>5 別表1に掲げる食品添加物(組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。以下同じ。)</p> <p>6 食塩及び水の重量を除いた原材料のうち有機農産物及び有機畜産物の重量に占める割合が5%以下であること。</p> <p>7 食品添加物の使用は当該加工食品を製造又は加工するために必要な最小限度のものであること。</p> <p>8 原材料の使用割合</p> <p>9 制造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理</p>

われていなさいこと。

3 病害虫の防除は、物理的方法又は生物の機能を利用した方法によること。
4. 薬剤による病害虫の防除は、物理的方法又は生物の機能を利用した方法によること。
5. 別表2に掲げる薬剤(組換えDNA技術で製造されたものを除く。)のみが使用されていること。
6. 別表2に掲げる薬剤を使用する場合に於ては、原材料及び製品への混入が防止されていること。
7. 原材料として使用される有機農産物、有機加工食品及び有機畜産物は、他の農畜産物又はその加工食品が混入しないよう管理されていること。
8. 原材料の基準に於ける農産物及び用製品の基準から4までの基準に従つて製造され、又は加工された食品が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないように管理されていること。

(有機加工食品の名称及び原材料名の表示)

の名称の表示及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行なうものとする。

基 準

1 次の例のいずれかにより記載すること。

(1)「有機〇〇」又は「〇〇(有機農産物加工食品)」

(2)「オーガニック〇〇」又は「〇〇(オーガニック)」

(注)「〇〇」には、当該加工食品の一般的な名称を記載すること。

ただし、有機農産物加工食品のうち、「〇〇」に記載する一般的な名称が有機農産物加工食品の一般的な名称と同一となるものについては、次の例のいずれかにより記載すること。

(1)「有機農産物加工食品」、「〇〇」又は「〇〇(有機農産物加工食品)」

(2)「オーガニック農産物加工食品」、「〇〇」又は「〇〇(オーガニック農産物加工食品)」

(注)「〇〇」には、当該農産物加工食品の一般的な名称を記載すること。
1の規定にかかるまで転換期間中有機農産物、転換期間中有機農産物加工食品又は転換期間中有機農産物加工食品を原材料として製造し、又は販売したものにあっては、1に定めるところにより記載する名称の前又は後に「転換期間中」と記載すること。

(有機農産物加工食品の名称及び原材料名の表示)

有機農産物加工食品の名称の表示及び原材料名の表示は、次に規定する方針により行うものとする。

区分	基 準	名称の表示
1	次の例のいずれかにより記載すること。 (1) 「有機農産物加工食品」 (2) 「有機〇〇」又は「〇〇（有機）」 (3) 「オーガニック〇〇」又は「〇〇（オーガニック）」 (注) 「〇〇」にはその一般的な加工食品の名称を記載すること。	2 前項の規定に係わらず転換期間中有機農産物又は転換期間中有機農産物を製造若しくは加工したものを原材料として使用したものにあっては、1に定めるとこうにより記載する名称の前又は後に「転換期間中」と記載すること。
2	原材料名の表示	1 使用した原材料のうち、有機農産物（転換期間中有機農産物を除く。）又は有機農産物加工食品（転換期間中有機農産物を原材料としたものを除く。）にあつては、その一般的な農産物又は農産物加工食品の名称に「有機」等の文字を冠して記載すること。

2 転換期間中有機農産物、転換期間中有機農産物加工食品又は転換期間中有機農産物加工食品を原材料として製造又は加工したものにあっては、1に定めるところにより記載する原材料名の前又は後ろに「転換期間中」と記載すること。

附 則
この告示は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

別表1

食 品 添 加 物	基 準
クエン酸 クエン酸ナトリウム	pH調整剤として使用するもの又は野菜の加工品若しくは果実の加工品に使用する場合に限ること。 ソーセージ、卵白の低温殺菌又は乳製品に使用する場合に限ること。 農産物の加工品に使用する場合に限ること。 野菜の加工品として乳製品に使用する場合又はpH調整剤としてチーズの塩漬に使用する場合に限ること。 農産物の加工品に使用する場合に限ること。 食肉の加工品に使用する場合に限ること。 【略】
D L-リンゴ酸 乳酸	DL-リンゴ酸 乳酸
L-アスコルビン酸 L-アスコルビン酸ナトリウム タンニン 【略】	L-アスコルビン酸 L-アスコルビン酸ナトリウム タンニン 硫酸
炭酸ナトリウム 炭酸カリウム	炭酸ナトリウム 炭酸カリウム
炭酸カルシウム 炭酸アンモニウム及び炭酸水素ナトリウム モニウム	炭酸カルシウム 炭酸マグネシウム 塩化カリウム
炭酸カルシウム 塩化マグネシウム	塩化カルシウム 塩化マグネシウム

2 転換期間中有機農産物又は転換期間中有機農産物加工食品を原材料として製造又は加工したものにあっては、1に定めるところにより記載する原材料名の前又は後ろに「転換期間中」と記載すること。

2 転換期間中有機農産物又は転換期間中有機農産物加工食品を原材料として製造又は加工したものにあっては、1に定めるところにより記載する原材料名の前又は後ろに「転換期間中」と記載すること。

別表1

食 品 添 加 物	基 準
クエン酸 クエン酸ナトリウム	pH調整剤として使用するもの又は野菜加工品若しくは果実加工品に使用する場合に限ること。
D L-リンゴ酸 乳酸	野菜加工品に使用する場合に限ること。
L-アスコルビン酸 L-アスコルビン酸ナトリウム タンニン 【略】	L-アスコルビン酸 L-アスコルビン酸ナトリウム タンニン 硫酸
炭酸ナトリウム 炭酸カリウム	炭酸ナトリウム 炭酸カリウム
炭酸カルシウム 炭酸アンモニウム及び炭酸水素ナトリウム モニウム	炭酸カルシウム 炭酸マグネシウム 塩化カリウム
炭酸カルシウム 塩化マグネシウム	塩化カルシウム 塩化マグネシウム

に使用する場合に限ること。 農産物の加工品の凝固剤として使用するもの又は豆類の調製品に使用する場合に限ること。	粗製海水塩化マグネシウム
pH調整剤として砂糖類の加工に使用するもの又は穀類の加工品に使用する場合に限ること。	水酸化ナトリウム
[略]	水酸化カルシウム
農産物の加工品に使用する場合に限ること。	DL-酒石酸
農産物の加工品に使用する場合に限ること。	L-酒石酸
[略]	[略]
農産物の加工品に使用する場合に限ること。	DL-酒石酸ナトリウム
穀類の加工品又は菓子類に使用する場合に限ること。	L-酒石酸ナトリウム
穀類の加工品又は菓子類に使用する場合に限ること。	DL-酒石酸水素カリウム
[略]	L-酒石酸水素カリウム
[略]	リン酸二水素カルシウム
農産物の加工品に使用する場合に限ること。	硫酸カルシウム
[略]	[略]
農産物の加工品に使用する場合に限ること。	アルギン酸
農産物の加工品に使用する場合に限ること。	アルギン酸ナトリウム
[略]	[略]
農産物の加工品に使用する場合に限ること。	カラギナン
農産物の加工品に使用する場合に限ること。	カラボビーンガム
農産物の加工品に使用する場合に限ること。	グーガム
農産物の加工品に使用する場合に限ること。	トラガントガム
乳製品、食用油脂又は菓子類に使用する場合に限ること。	アラビアガム
乳製品、食用油脂又は菓子類に使用する場合に限ること。	キサンタンガム
農産物の加工品に使用する場合に限ること。	カラヤガム
農産物の加工品に使用する場合に限ること。	カゼイン
農産物の加工品に使用する場合に限ること。	ゼラチン
農産物の加工品に使用する場合に限ること。	ベクチン
農産物の加工品に使用する場合に限ること。	エタノール
農産物の加工品に使用する場合に限ること。	ミックストコフェロール
農産物の加工品に使用する場合に限ること。	酵素処理レンチン

限ること。 凝固剤として使用するもの又は豆類の調製品に使用する場合に限ること。	pH調整剤として砂糖類の加工に使用するもの又は穀類加工品に使用する場合に限ること。
[略]	pH調整剤として砂糖類の加工に使用する場合に限ること。
農産物の加工品に使用する場合に限ること。	水酸化カルシウム
農産物の加工品に使用する場合に限ること。	DL-酒石酸
農産物の加工品に使用する場合に限ること。	L-酒石酸
[略]	[略]
農産物の加工品に使用する場合に限ること。	菓子類に使用する場合に限ること。
穀類加工品又は菓子類に使用する場合に限ること。	菓子類に使用する場合に限ること。
穀類加工品又は菓子類に使用する場合に限ること。	穀類加工品又は菓子類に使用する場合に限ること。
[略]	穀類加工品として粉類に使用する場合に限ること。
[略]	膨張剤として使用する場合に限ること。
農産物の加工品に使用する場合に限ること。	凝固剤として使用するもの又は菓子類、豆類の調製品若しくはパン酵母に使用する場合に限ること。

別表 2

薬剤	基準	准用
除虫菊乳剤 デリス乳剤 デリス粉剤 デリス粉剤 なたね油乳剤 マシン油乳剤 マシン油乳剤 硫黄くん煙剤 硫黄粉剤 硫黄・銅水和剤 水和硫黄剤 シイタケ菌糸体抽出物液剤 炭酸水素ナトリウム水溶液剤 炭酸水素ナトリウム・銅水和剤 銅水和剤 銅粉剤 硫酸銅 生石灰 波化窒素剤 天敵等生物農薬及び生物農薬製剤 性フェロモン剤 誘引剤 忌避剤 クロレラ抽出物液剤 混合生葉抽出物液剤 カゼイン石灰 パラフィン ワックス水和剤 二酸化炭素剤 ケイソウ土剤	除虫菊から抽出したものであること。 ボルドー剤調製用に使用する場合に限ること。 ボルドー剤調製用に使用する場合に限ること。	展着剤として使用する場合に限ること。 展着剤として使用する場合に限ること。 保管施設で使用する場合に限ること。 保管施設で使用する場合に限ること。

シイタケ菌糸体抽出物
クロレラ抽出物
キチジ

ミツロウ
珪酸塩鉱物
ケイソウ土
ペントナイト
珪酸ナトリウム

重曹
二酸化炭素
カリウム石鹼 (軟石鹼)
チオチナコニカル
ホウ酸
性フエロモン

農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
天然物質由来のものに限り、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
農産物に対して病害虫を防除する場合を除く。

農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。

農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。

農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
捕虫器に使用する場合に限ること。
昆蟲のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤に限り、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。

(注) 薬剤の使用に当たっては、薬剤の容器等に表示された使用方法を遵守すること。

(注) [略]

「有機加工食品」の規格の形式について

1. 「有機加工食品」の規格の形式

有機畜産物の JAS 規格の制定に伴い、「有機加工食品」についての規格を作るごととし、既存の「有機農産物加工食品」に加えて、新たに、

- ① 専ら有機畜産物を原材料とする「有機畜産物加工食品」
 - ② 専ら有機農産物及び有機畜産物を原材料とする「有機農畜産物加工食品」
- についても有機 JAS マークの表示が可能となるようにすることとしている。

2. 名称の表示規制

- (1) 既存の JAS 規格である「有機農産物」及び「有機農産物加工食品」については、
指定農林物資（名称の表示の適正化を図ることが特に必要と認められる農林物資）
に指定されており、次のような名称の表示規制がかけられている。

【指定農林物資の要件】(JAS 法第 19 条の 10 第 1 項)

「日本農林規格が定められている農林物資であつて、当該日本農林規格において定める
名称が当該日本農林規格において定める生産の方法とは異なる方法により生産された他の
農林物資についても用いられており、これを放置しては一般消費者の選択に著しい支
障を生じるおそれがあるため、名称の表示の適正化を図ることが特に必要であると認めら
れるものとして政令で指定するもの」

【名称の表示規制】(JAS 法第 19 条の 10 第 1 項、第 2 項)

- ・ 何人も、・・・(指定農林物資については、) 当該日本農林規格による格付の表示が付
されていない場合には、当該日本農林規格に定める名称の表示又はこれと紛らわしい表
示を付してはならない。
- ・ 何人も、指定農林物資以外の農林物資について、当該指定農林物資に係る日本農林規
格において定める名称の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

- (2) 一方、新たに制定される「有機畜産物」、「有機畜産物加工食品」及び「有機農畜
産物加工食品」の指定農林物資としての指定については、以下の点で、現時点にお
いては難しい状況にある。

- ① JAS 規格が現状では制定されていないこと
- ② 有機畜産物の日本農林規格と異なる生産方法により生産された畜産物及びその加工食
品に「有機」等の名称が付されて販売されている事例はほとんどないこと

- (3) このため、有機加工食品の規格については、名称の表示規制の対象を明確にする
ため、「有機農産物加工食品」、「有機畜産物加工食品」及び「有機農畜産物加工食
品」の 3 つに分けて規定することとする。

- (4) この場合、有機農畜産物加工食品のうち一部のものについては、指定農林物資である有機農産物加工食品の名称の表示と同一の名称の表示(例：有機チョコレート)となる場合があることから、これを避けるため、名称の表示を区別して規定（「有機農畜産物加工食品（チョコレート）」等）することとする。
- (5) なお、「有機畜産物」、「有機畜産物加工食品」及び「有機農畜産物加工食品」の指定農林物資としての指定については、規格の告示後、格付の状況、表示の状況等を踏まえて、引き続き関係部局と協議していくこととする。

農林物資規格調査会部会（有機農産物等）議事次第

日時：平成16年12月20日

14時00分～

場所：農林水産省第二特別会議室

1 開会

2 表示・規格課長挨拶

3 議題

(1) 有機農産物の日本農林規格の見直しについて

(2) 有機農産物加工食品の日本農林規格の見直しについて

(3) その他

4 閉会

配布資料

- 1 農林物資規格調査会部会（有機農産物等）委員名簿
- 2 有機農産物の日本農林規格の見直しについて（案）
- 3 有機農産物加工食品の日本農林規格の見直しについて（案）
- 4 JAS規格の制定・見直しの基準

農林物資規格調査会部会（有機農産物等）委員名簿

氏 名	役	職
○伊藤 潤子	日本生活協同組合連合会理事	
○小野 正	全国農業協同組合連合会大消費地販売推進部部長	
○近藤 栄一郎	全国青果物商業協同組合連合会理事	
○並木 利昭	日本スーパー・マーケット協会事務局長	
○保田 茂	前神戸大学農学部教授	
○山中 博子	全国地域婦人団体連絡協議会理事	
栗生 美世	(社)栄養改善普及会理事	
熊代 聖子	全国生活学校連絡協議会事務局長	
澤登 早苗	恵泉女学園大学人文学部専任講師	
武内 智	(株)ワタミファーム代表取締役社長	
谷 敬子	(社)全国消費生活相談員協会常任理事	
徳永 瑛子	日本主婦連合会副会長	
福士 正博	東京経済大学経済学部教授	
堀江 雅子	(財)ベターホーム協会常任理事	
水野 葉子	日本オーガニック検査員協会理事長	
森田 満樹	食品科学広報センター主任研究員	
山根 香織	主婦連合会常任委員	

(注) ○：農林物資規格調査会委員

(パブリックコメント募集結果等)

規制の設定又は改廃にかかる意見提出手続きによる
寄せられた意見・情報
(有機農産物加工食品の日本農林規格)

1 改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：H17.1.7～H17.2.6）

(1) 受付件数

農業者	2 件
消費者団体	1
流通業者	2
食品業者（団体）	6
認定機関（検査員）	4
農業関連	1
その他	3
<hr/>	
合計	19 件

(2) 意見・情報

別紙のとおり

2 WTO通報による各国のコメント（募集期間：H17.5.2～H17.7.13）

(1) 受付件数：2 件

中国及び米国（有機食品貿易協会）からコメントがあり、以下により回答予定。

(2) コメントの内容

○中国：

食品添加物使用に関する「必要な最小限」の基準、有機含有量が95%以下の加工食品の表示について質問があり、食品添加物については、登録認定機関が実態を踏まえて判断すること、有機含有量が95%以下の加工食品は、この規格の対象外である旨回答する予定。

○米国（有機食品貿易協会）：

規格の表現がわかりにくい等のコメントがあった。

有機農産物加工食品のパブコメに対する回答

御意見の概要	御意見に対する考え方（案）
原材料	
有機食品として使用可能な原材料に有機酒類を加えてほしい。	有機酒類については、国税庁によって表示の基準が定められていますが、有機JAS制度と制度が異なり、第三者認証が義務づけられていないことから、原案のとおりとします。
にがり等を添加した食塩は使用できるのか。	海水や岩塩から得られた天然のにがりを添加した食塩を除き、添加物塩（旨味調味料、食品添加物、各種ミネラルなどを添加したもの）は使用できません。
原材料の使用割合	
EU や米国と同様に、食品添加物を 5 % 以下に使用が制限される原材料に含めるべきである。	有機食品の国際基準であるコーデックスガイドラインでは食品添加物を 5 % 以下に使用が制限される原材料に含めることまでは規定されていないことから、今回の見直しでは原案のとおりとし、今後改めて検討することとします。
製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理	
酵素や微生物の培地には、組換えDNA技術を用いて生産されたものは使用できるのか。	酵素や微生物の培地に組換えDNA技術を用いて生産されたものを使用することまでは禁止されていません。
包装資材に抗菌加工・防かび加工等が行われていないことを基準に追加してほしい。	有機農産物を加工した食品が包装資材に含まれる薬剤等に汚染される場合には、有機加工食品の格付はできない旨規定されています。
別表 1 の食品添加物	
炭酸水素ナトリウムは、茶系飲料の製造において pH 調整などの用途で一般的に使用されるため、茶系飲料に使用できるよう基準を変更してほしい。	炭酸水素ナトリウムの使用基準をコーデックスガイドラインでは明記されていない茶系飲料へも拡大することについては、今後改めて検討することとします。
L-アスコルビン酸ナトリウムを追加してほしい。	コーデックスガイドラインにおいて農産物の製造・加工に使用することが認められている食品添加物ではないことから、追加することは困難です。
焼き物・揚げ物に使用する焼ミョウバン類・酸性ピロリン酸ナトリウム・リン酸二水素カルシウム等無機系酸性剤を追加してほしい。	コーデックスガイドラインにおいて農産物の製造・加工に使用することが認められている食品添加物ではないことから、追加することは困難です。
オゾン（水）を追加すべきである。	JAS 規格見直しの検討会等においてオゾンを追加すべきかどうか検討されました。消費者の意見等を踏まえ、追加しないこととなりました。
天然物質由来の着色料を加えるべき。	コーデックスガイドラインにおいて着色目的で食品添加物を使用することは認められていないことから、追加することは困難です。
天然物質に由来する甘味料を追加すべきである。	コーデックスガイドラインにおいて農産物の製造・加工に使用することが認められている食品添加物ではないことから、追加することは困難です。
こんにゃく用凝固剤として卵殻焼成カル	コーデックスガイドラインにおいて農産物の製造・

シウムを追加してほしい。	加工に使用することが認められている食品添加物ではないことから、追加することは困難です。なお、炭酸カルシウムの公定規格を満たすものであれば、炭酸カルシウムとして使用することが可能です。
「その他の食品添加物」を削除すべきではない。	使用可能な食品添加物の判断にばらつきが生じないよう、「その他の食品添加物」の項を削ることとし、現在のリストにない資材については、コーデックスガイドラインを踏まえつつ、個々に追加すべきかどうか検討することとしています。
別表2の薬剤	
天然物に由来するわさび抽出物を追加してほしい（化学合成品は不可）。	今回の改正に当たっては、コーデックスガイドラインの資材リストにあるものの中から使用条件等が設けられていないものを中心に選定しました。わさび抽出物に該当するものとして「タバコを除く天然植物抽出物」がありますが、使用条件等が設けられていることから、今後の検討課題とすることとします。
オゾンを追加すべきである。	JAS規格見直しの検討会等においてオゾンを追加すべきかどうか検討されましたが、消費者の意見等を踏まえ、追加しないこととなりました。
強酸性水（次亜塩素酸水）を追加すべきである。	JAS規格見直しの検討会等において強酸性水を追加すべきかどうか検討されましたが、消費者の意見等を踏まえ、追加しないこととなりました。
ホウ酸の基準に「捕虫器に使用する場合に限ること。」とあるが、一般的な使用方法ではないため、当該基準を削除すべきである。	JAS規格見直しの検討会等においてコーデックスガイドラインに示された資材の追加基準を踏まえて検討された結果、化学合成品である「ホウ酸」を追加する条件として、当該基準が必要との結論になりました。
誘引剤と忌避剤が削除されているが、天然物質に由来するものを条件として使用を認めてほしい。	コーデックスガイドラインにおいては、誘引剤と忌避剤は資材リストにないことから、整合性を図るために削除しました。
その他	
食品工場で細菌・カビの除去、使用水の殺菌のために使用されている次亜塩素酸ナトリウムは使用できるのか。また、衛生管理に使用されている酸性水、二酸化塩素水などの機能水は使用できるのか。	次亜塩素酸ナトリウム等は、有機農産物加工食品の製造、加工、包装、保管等の工程中には使用できませんが、有機農産物加工食品の製造等を行っていない時は使用することができます。なお、使用後はよく水で洗浄すること等により、有機農産物加工食品の原材料や製品が汚染されないよう管理する必要があります。
有機認定場で生産された農産物の副産物や有機農産物加工食品の製造・加工工程でできる残さについては、有機飼料の認定を得なくとも有機飼料として使用できるようにしてほしい。	有機畜産の飼料として、格付の表示が付された有機農産物や有機農産物加工食品を使用することは可能とされています。